



久留米市長 原口 新五

(子ども未来部家庭子ども相談課)

令和6年度児童手当制度改正に関する手続きのご案内 (大学生年代)

令和6年10月から児童手当の制度が変わり、支給対象児童の範囲が高校生年代まで拡大されることに加え、第3子加算の計算に、大学生年代のお子さんの人数を加えることが可能となります。この通知は、久留米市で児童手当を受給する方で、同一世帯に大学生年代があり、第3子加算を受けられる可能性がある方を対象に送付しています。下記をご確認の上、期限までにお手続きください。(「第3子加算」とは、3番目以降のお子さんについて、児童手当の額が増額される制度です。)

記

対象者	<p><u>現在児童手当を受給していて、大学生年代のお子さんの生活費を負担している人</u> (大学生年代・・・18歳到達後の年度末以降、22歳になる年度末まで)</p> <p>※ 施設入所や、独立して生計を立てているお子さんは対象外です。 ※ 市外在住または留学中のお子さんや就学中であっても、生活費の負担があれば対象です。</p>
所得制限	なし (父母等の所得に関係なく申請・受給できます。)
一人あたり月額	<p>受給者の方が生活費を負担している大学生年代までのお子さんのうち、支給対象児童が上から何番目かによって支給額を算定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子、第2子 10,000円 (3歳未満 15,000円) ・第3子以降 30,000円 <p>※ 大学生年代は支給対象ではありませんが、手続きにより第3子加算の際の人数に含めることができます。</p>
手続き	<p>大学生年代のお子さんについて「<u>監護相当・生計費の負担についての確認書</u>」の提出が必要です。</p> <p>※ 「電子申請」または「同封の確認書」をご利用ください。電子申請にはマイナンバーカードが必要です。</p>
期限	<p><u>令和6年9月30日(月)</u></p> <p>※ 期限を過ぎた場合でも、すみやかに手続きしてください。令和7年3月末までは猶予期間があります。</p>

・令和6年8月7日 時点の住民基本台帳の情報を基に作成しています。該当されない場合は、お手数ですが破棄いただくようお願いします。この通知が届いた時点ですでに手続きをされている場合はご容赦ください。

■児童手当の新制度



■電子申請 (24時間受付)



【提出先・問い合わせ先】
〒830-8520
福岡県久留米市城南町15番地3(市役所16階)
久留米市 家庭子ども相談課
TEL (0942) 30-9066 FAX (0942) 30-9718
(受付時間 8:30~17:15 木曜日のみ19:00まで)